

南アフリカ共和国産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則（令和5年11月30日付け5消安第4958号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第89の規定に基づく南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年11月30日農林水産省告示第1743号。以下「告示」という。）<u>1</u>に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第89の規定に基づく南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和5年11月30日農林水産省告示第1743号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「<u>日本向け生果実</u>」といふ。）の植物検疫の実施については、規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>1 生産園地</p> <p>（1）告示3の（1）の生産園地とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ものとして</u>、<u>生産園地</u>として指定したもの（以下「指定生産園地」という。）とする。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>1 生産園地</p> <p>（1）告示3の（1）の生産園地とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ことができる</u>生産園地として指定したもの（以下「指定生産園地」という。）<u>をいうもの</u>とする。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>（2）（略）</p>
<p>2 選果こん包施設</p> <p>（1）告示3の（2）の施設とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ものとして</u>、<u>施設</u>として指定したもの（以下「指定選果こん包施設」という。）とする。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>2 選果こん包施設</p> <p>（1）告示3の（2）の施設とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たす<u>ことができる</u>施設として指定したもの（以下「指定選果こん包施設」という。）<u>をいうもの</u>とする。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>（2）（略）</p>
<p>3 消毒施設</p> <p>（1）告示3の（3）の低温処理船舶とは、南アフリカ共和国植物防疫機関がアの条件を満たしている船舶として指定したもの（以下「指定船舶」という。）をいい、低温処理コンテナーとは、南アフリカ共和国植物防疫機関がイの条件を満たしているコ</p>	<p>3 消毒施設</p> <p>（1）告示3の（3）の低温処理船舶とは、南アフリカ共和国植物防疫機関がアの条件を満たしている船舶として指定したもの（以下「指定船舶」という。）をいい、低温処理コンテナーとは、南アフリカ共和国植物防疫機関がイの条件を満たしているコ</p>

ンテナーとして指定したもの（以下「指定コンテナー」という。）をいうものとする。

ア 低温処理船舶

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（イ）の自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉（以下「複数デッキ」という。）にあっては、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。

（エ）（略）

イ（略）

（2）・（3）（略）

4 植物防疫官による確認

（1）（略）

（2）検査の実施の確認

告示5の（1）の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア（略）

イ 検査の実施の確認

検疫有害動植物が付着していないことの確認（以下「輸出検査」という。）については、次により、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、隨時、南アフリカ共和国植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（ア）及び（イ）の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたこと。

（3）消毒の確認

ンテナーとして指定したもの（以下「指定コンテナー」という。）をいうものとする。

ア 低温処理船舶

（ア）・（イ）（略）

（ウ）（イ）の自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、船倉が複数のデッキに区分けされている場合には、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。

（エ）（略）

イ（略）

（2）・（3）（略）

4 植物防疫官による確認

（1）（略）

（2）検査の実施の確認

告示5の（1）の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア（略）

イ 輸出検査の確認

検疫有害動植物が付着していないことの確認（以下「輸出検査」という。）については、次の事項について、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、隨時、南アフリカ共和国植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたこと。

（3）消毒の確認

告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア 消毒の開始の確認

植物防疫官は、原則として1年に1回以上、次の事項について、消毒が的確に開始されていることを南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して確認するとともに、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する消毒の開始の記録を確認するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が告示3の(3)に定められた温度(摂氏2.0度)であることを、指定船舶にあっては船倉ごとに4か所(複数デッキにあっては、デッキごとに3か所)以上、指定コンテナーにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

(エ) 南アフリカ共和国植物防疫機関により告示4の封印がなされていること。

(オ) 南アフリカ共和国植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

(カ) 南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した告示5の(2)の消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

イ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、消毒が的確に終了していることの確認について、次により、原則として、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。なお、消毒が完全に実施されていないことが判明した場合は、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(ア) 指定船舶又は指定コンテナーであることを確認すること

(イ) 告示4の封印がなされていることを確認すること。

(ウ) 南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該指定船舶の船倉、デッキ又は指定コンテ

告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア 消毒の開始の確認

植物防疫官は、原則として1年に1回以上、次の事項について、消毒が的確に開始されていることを南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して確認するとともに、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する消毒の開始の記録を確認するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(新設)

(ウ) 南アフリカ共和国植物防疫機関により告示4の封印がなされていること。

(新設)

(新設)

イ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する指定船舶の船室ごと又は指定コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、日本向け生果実の中心部の温度が19日間、2.0度以下であったことを確認するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

ナーごとの温度センサーの較正記録及び告示3の(3)の消毒が開始された記録を確認すること。

(エ) 当該指定船舶の船倉、デッキ又は指定コンテナーごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が19日間摂氏2.0度以下であったことを確認すること。

(オ) (エ)の確認の結果、告示3の消毒日数が当該指定コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該指定コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、南アフリカ共和国植物防疫機関から、当該指定コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナルにおいて消毒を継続することを希望する旨の書面または電子メールによる申出があり、当該指定コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該指定コンテナーの記号・番号、告示4の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該指定コンテナーにき裂、破損等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達)第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該指定コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、南アフリカ植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(エ)に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(新設)

(新設)

6 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示にあっては(1)の字句に、仕向け地が日本である旨の表示にあっては(2)の字句によるものとし、各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

S.A.P.Q

(2) 仕向地の表示

日本

7 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、荷口について、指定船舶又は指定コンテナーでない場合若しくは消毒が適切に行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はコンテナーにき裂、損傷等があった場合は、当該荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。
- ア チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ (略)
- (5) 植物防疫官は、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。
- ア ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

(1) S.A.P.Q

(新設)

(2) 日本

(新設)

7 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、荷口について、告示3の(3)の消毒が適切に行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、告示5の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(新設)

- (3) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

- (4) 植物防疫官は、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ (略)

イ (略)

附 則

この通知は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。